

○現場代理人の兼務について(令和5年1月1日以降適用)

1. 現場代理人の兼務を認める建設工事

工事請負者は次の(1)及び(2)いずれかに該当する場合は「現場代理人兼務(変更)届」を提出することにより、現場代理人の兼務ができるものとします。この場合において、現場代理人が作業期間中に現場を離れるときは、あらかじめ届け出た連絡員を現場に常駐させなければなりません。

(1) 施工場所がつくばみらい市内にあり、発注者が国又は地方公共団体で、工事の予定価格(税込)が「4,000万円未満(建築一式工事にあつては8,000万円未満)」であること。

※上記の工事すべてで兼務を認めるわけではありません。

※兼務できる建設工事の場合、特記仕様書にその旨を記載します。

※兼務できる件数は原則2件までとします。

(2) 工事現場が同一の場所又は隣接した場所で、密接な関連性のある工事であること。

2. 現場代理人の兼務の届出について

(1) 工事請負者は、現場代理人の兼務を希望するときは、「現場代理人兼務(変更)届」により届け出てください。この場合は、工事請負者は連絡員を指名のうえ届け出るものとします。

(2) 「現場代理人兼務(変更)届」の届け出先は、工事発注担当課及び契約担当課へ提出してください。

※工事発注担当課の受理をもって承認したものとします。

3. 現場代理人の兼務の留意事項について

(1) 兼務する各々の工事に連絡員を定め、現場代理人が作業期間中に現場を離れる場合は、必ず連絡員が工事現場に常駐し工事発注者との連絡に支障を来さないこと。

(2) 一方の現場に偏ることなく適切に現場を管理すること。

(3) 工事発注者の判断で、現場代理人の兼務を認めない場合があります。

4. 適用

(1) 令和5年1月1日以降の契約締結に係る工事に適用することとします。